

分担金・拠出金の名称		UNEP国際環境技術センター（IETC）拠出金	拠出金等の種別	平成29年度 予算額 （当初予算）	28,434千円	総合評価
拠出先の国際機関等の 名称		UNEP国際環境技術センター（IETC）	任意拠出金			B
国際機関等の概要及び 成果目標		（1）当該機関の設立経緯等・目的 UNEP国際環境技術センター（IETC）は、国連環境計画（UNEP）の内部機関であり、1990年ヒューストン・サミットにおいて日本が強力に誘致を行った結果、日本とUNEP間のIETC設立に関する協定に基づき、1992年に設置された機関（所在地：大阪府）。IETCは、主に廃棄物管理の分野で、途上国等に対して環境上適正な技術を移転するための事業を実施しており、本拠出はこれらの事業が適切に実施できるよう、センターの運営経費に充てられるもの。 （2）拠出に当たっての成果目標 本拠出を通じて、我が国が優位性を有する廃棄物分野を中心に途上国等への環境技術の移転を通じ、我が国の環境政策と技術を国際的に広く主流化することを目標とする。				
分類	評価基準	実績・成果等				
I 当該機 関等 の活 動・ 組 織に つ いて	1 当該機関等の 専門分野における活 動の成果・影響力	・IETCは、UNEP管理理事会決定に従い、途上国等に対して環境上適正な技術を移転するための事業を実施しており、具体的には、研修・コンサルティング業務、調査業務、情報の蓄積・普及教務を行っている。 2018年度までに累計で120か国に対して環境上適正な技術の移転を促進することを目指しているところ、2016年度は単年度目標（20か国）を達成している。 ・また、2015年9月、世界規模の廃棄物管理の状況をまとめた「グローバル廃棄物管理概況」を発表した（関連セミナーには70か国が参加）ほか、2016年2月に発表した「グローバル廃棄物管理法の枠組みガイドライン」は、今後UNEP及び途上国によって、廃棄物分野での国内法制度整備に際して、国際的基準として用いられることが期待されている。 ・IETCは、ホームページや出版物を通じて、その活動や成果物の効果的な発信に努めている。 ・IETCの取組は、持続可能な開発目標（SDGs）のターゲット12.5（廃棄物の発生、防止、削減、再生利用等）と密接に関連している。（2016年の国連環境総会決議（UNEA2/7）は、UNEP事務局長に対して、IETCを廃棄物管理の世界的な拠点（グローバル・センター・オブ・エクセレンス）として位置づけて、廃棄物関連の取組を強化するよう求めている。） ・UNEP/IETCは廃棄物管理のためのグローバル・パートナーシップ（GPWM）の事務局を務め、国際的な廃棄物管理の取組・活動に関する情報収集や連携の更なる促進を図っている。GPWMを通じて、バーゼル条約・ロッテルダム条約・ストックホルム条約共同事務局等と連携している。 ・日UNEP政策対話や、IETC所長と日本政府との協議等を通じ、IETCの事業計画に我が国の政策を反映させるように努めている。				
	2 当該機関等の 組織・財政マネジメ ント	・UNEPの2015年の財務状況について、国連会計監査委員会（BOA）による外部監査を行い、報告書を2016年9月に公表した。 なお、IETCはUNEPの一部局であり、IETC単独の監査は行われていない。我が国に対しては、UNEPより監査を経た執行済予算に係る会計報告が行われている。 ・行政事業レビューの結果を踏まえて、2011年に滋賀事務所を大阪事務所に統合し、事業の効率化を図っている。また、2014年12月、IETCの活動を支援するため、公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）をコラボレーティング・センターとして、連携を強化することで、実施事業の質的な向上や事業の成果の普及・拡大を図っている。 ・BOAによる外部監査の結果、UNEPの2015年の会計報告、財務業績及びキャッシュフローが、国際公会計基準（IPSAS）に従って記載されていると評価されている。 ・他方で、同外部監査においては、プロジェクトの活動が終了した後に、24か月以内に同プロジェクトの会計も終了させること、プロジェクト実施者が地球環境ファシリティー（GEF）にプロジェクト案（PIF）を適時に提出できるよう取りはからうこと、UNEP内での成果重視型マネージメントの実践に向けたマニュアルを整備すること等が勧告されている。 ・2014年から2016年中頃の当該機関を対象に評価を行った国際機関評価ネットワーク（MOPAN）からは、UNEPIは、活動を実施している各国では概ねその目的を達しているが、他の国連機関との協働については改善の余地があるとの指摘を受けている。 なお、上記監査等において、IETC単独の評価は行われていない。 ・IETC所長と日本政府との定期協議（四半期に1回程度）等を通じ、組織・財政管理の改善に向けた働きかけを行っている。				

II 当該機関等と日本との関係について	3 日本の外交課題遂行における当該機関等の有用性	・IETCは、国連における環境分野の唯一の専門組織であるUNEPにおいて、唯一の環境技術専門センターとして大きな影響力を有している。 ・我が国は、誘致後一貫してIETCを活用しつつ、3Rや循環型社会など我が国が優位性を有する廃棄物処理を中心に途上国への環境技術移転を促進し、我が国の環境政策と技術の国際的主流化に努めてきた。G7や国連環境総会等の成果文書でも我が国のイニシアティブにより3Rを始めとする取組を国際社会で推進することが謳われており、この流れを引き続き主導するためIETCは日本外交政策の遂行に不可欠。 ・IETCは、UNEPの中でも、廃棄物管理における世界的拠点として位置づけられ、廃棄物管理に関するSDGsのターゲット12.5の達成に資する国際的な事業を各種行うなど、我が国だけでは実施できないことを行っている。例えば、IETCが、2016年2月に発表した「グローバル廃棄物管理法の枠組みガイドライン」は、今後UNEP及び途上国によって、廃棄物分野での国内法制度整備に際して、国際的基準として用いられることが期待されている。 ・また、2015年度、我が国はネパール地震の災害廃棄物に関する二国間技術支援をIETCと協力しながら行うなど、連携を図っている。 ・日UNEP政策対話や、IETC所長と日本政府との定期協議(四半期に1回程度)等を通じ、IETCの事業計画に我が国の政策を反映させるように努めている。 ・IETC所長と日本政府の実務レベルは、定期的(四半期に1回程度)に意見交換及び情報交換を行っている。 ・IETCは、大阪市や川崎市などによる環境技術のイベントを初めとする地方自治体の事業への協力を行っている。また、IETCを通じて、我が国の廃棄物処理・リサイクルに係る技術について、国際的な主流化がなされれば、日本企業にとってもビジネスチャンスとなりうる。 ・IETC所長と日本政府との定期協議の際に、先方に日本地方自治体や経済界、NPO等の民間セクターとの連携を働きかけており、先方もその重要性を理解している。
	4 当該機関等における日本人職員・ポストの状況等	・2016年末時点で、専門職以上の職員5名中、日本人職員1名(20%。昨年末と同様)。同日本人職員は、我が国が策定段階から主導的役割を果たしてきた水銀に関する水俣条約に基づく水銀廃棄物に関連する事業を担当している。 ・日本再興戦略に掲げた国連関係機関の日本人職員数の目標(3.1%)に基づく目標値は1名であり、目標を達成している。 ・IETCの活動をレビューし改善を提言する第三者委員会である国際諮問委員会が設置されており、2015年の会議では日本委員が同委員会の議長を務めた。 ・IETC所長と日本政府関係者との協議において、IETCの日本人職員の離任に伴う新規採用等について、日本側の希望を伝えるなど、日本人職員に係る働きかけを行っている。
	5 日本の拠出金等の執行管理におけるPDCAサイクルの確保	以下のとおりPDCAが確保されている。 PLAN: 日本の関連政策(「経済財政運営と改革の基本方針2016」等)に照らしつつ、予算要求。 DO: 予算拠出。国連環境総会(UNEA)、常駐代表委員会、日UNEP政策対話、IETC所長との定期協議等を通じて、IETCの活動をモニタリング。 CHECK: 事業成果報告書や第三者委員会(国際諮問委員会)により成果を評価。 ACT: 日UNEP政策対話、IETC所長との定期協議等の機会を通じ、必要に応じて改善を提言。 日UNEP政策対話や、IETC所長と日本政府との協議等を通じ、IETCの事業計画に我が国の政策を反映させるように努めている。
	担当課室名	地球環境課